

たんぽぽ

第52号

兵庫県養父郡養父町瀬畑八番地の六
 森 医 院
 〒650-0202 電話(079)655-0033
 平成十年七月発行

「介護保険」は必要か？

「介護保険」に関心が高まり、その内容を詳しく知っておられる方もおられます。しかし2000年4月1日より施行されるということが決まっているだけで、具体的にはこれからです。300項目以上にわたる政省令で今後順次明らかになってきますが、介護を必要としている人にとって本当に有益であるかどうか監視が必要です。

私が気になる点を挙げてみましょう。

1. すでに利用している「医療保険」は病気や怪我をしたとき、自分の意志で病院を選び、その治療方法も医師と相談してから決定することができます。しかし「介護保険」は保険証があるからといってすぐそのサービスを受けられません。「要介護認定」というものを受けなければなりません。さらに自分でそのサービスを選ぶこともできません。
2. 現在の医療・福祉制度の下でも、訪問診療、訪問看護、老人保健施設、老人ホームへの入所、ホームヘルパーの派遣、デイケアの利用など、かなりの事ができるようになってきました。これらが「介護保険」に移管されるといままですらサービスの低下が危惧され、また「利用料」という名の自己負担金が徴収されます。もちろん「介護保険料」もとられ二重の負担となってしまいます。
3. 実施主体である保険者は、市町村、東京特別区とされているが、過疎地であるこの地方は郡広域になると思われます。それで各町の調整がうまくいか疑問です。養父町のホームヘルパーが関宮町までいくとか介護される人も毎回毎回見知らぬ人を派遣されても戸惑うばかりです。ケアプラン(介護サービス計画)を作る人が本当に要介護者の状態を正確に把握できるか疑問です。
4. 「保険」はできたが「サービス」なし。介護施設整備の遅れや必要とされるマンパワーの養成不足がそのままでは、保険料は徴収されたが介護サービスを受けられないという心配もあります。
5. 不況・財政難を理由に「保険料」がはじめの設定より高くなる可能性があります。「利用料」は1割の自己負担とされてはいませんが「社会保険本人」の1割の自己負担が政府の都合だけで突然2割に増額されてしまった経験から、安心してはおりません。
6. デイサービスの送迎費用や食事代は「介護保険」から外されてしまいますので別途徴収となります。また、現在デイサービスを申し込みしているお年寄りも「要介護者」や「要支援者」と認められなくなり、門前払いになってしまう。
7. 「介護保険料」が納められない家庭、1割の「利用料」が支払えない家庭に対しどう援助していくかの議論さえ起っていない。このままでは本当に介護を必要としている人々が切り捨てられていく恐れがあります。皆さんも以上のような点に留意いただき、公的「介護保険」を監視していきましょう。 —院長—

職員紹介

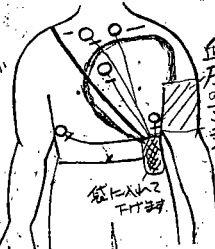
四月より勤務していらっしゃる看護婦の
 田村多美子です。
 三人の子供に囲まれおしゃべりと食べる事が大好きなふくわお母さんです。
 いつも体重計とにらめっこ、甘い物を見るのが大好きです。
 手が出ず、看護歴は長年ですが、本院ではまだ新人です。よろしくお願ひします。

テレフォンサービス

7月のテーマ
 月曜日 あせものはなし
 火曜日 訪問歯科治療について
 水曜日 チック症—気になるくせ
 木曜日 紫外線の人体への影響
 金土日 水泳と耳鼻科の病気
 0796(55)0151
 24時間いつでも開業医の
 手帳健康情報テープを流しています。

新になりました
携帯型24時間血圧・心電図記録装置

これは24時間の心電図を記録する検査です。今までは心電図だけでしたがこれに加えて24時間の血圧測定もできるようになりました。今以上に不整脈、狭心症の診断・治療に役立ちます。血圧の日内変動や寝作時の血圧も自動的に記録され携帯型の装置は軽いものです。



お知らせとお願い

福。七月より
 ① 福祉医療
 ② 受給証が
 更新されます。
 受診の際は
 受付へお出し
 下さい。
 履き物・傘
 杖などの持ち
 かけがよく
 あります。
 名前の
 記入を
 お願い
 します。

